



News Release

2023年2月22日
NITE（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
製品安全センター（東京）

小さなうっかりが大きな火災に ～「製品による建物火災」～

1. 関東甲信越地方の建物火災の事故

(1) 年度別事故発生件数と被害状況

2017年度から2021年度の間、NITE（ナイト）が収集した製品事故情報^{※1}において、関東甲信越地方の1都9県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）で発生した、建物火災の事故は56件ありました。建物火災の事故について、関東甲信越の都県別の年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

表1. 年度別事故発生件数

		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
事故発生年度	2017年度	2	1	2	1		1					7
	2018年度			3	4	3			3		2	15
	2019年度		1	3	4	1	2		3			14
	2020年度			4	4	2	1	1	1			13
	2021年度	1	1		1	3		1				7
合計		3	3	12	14	9	4	2	7		2	56

表2. 被害状況別事故発生件数

			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
被害状況	人的被害	死亡		1	4	7	2		1	3			18
		重傷											0
		軽傷	1			3	3	1	1				9
	物的被害	拡大被害	2	2	8	4	4	3		4		2	29
		製品破損											0
	被害なし												0
合計			3	3	12	14	9	4	2	7	0	2	56

表 3. 原因区分別事故発生件数

区分	事故原因区分説明	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	合計
製品に起因する事故	A 設計、製造又は表示等に問題があったもの											0
	B 製品および使い方に問題があったもの											0
	C 経年劣化によるもの								1			1
	G3 製品起因であるが、その原因が不明のもの											0
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
製品に起因しない事故	D 施工、修理又は輸送等に問題があったもの											0
	E 誤使用や不注意によるもの		1	1	4	2			2			10
	F その他製品に起因しないもの	1		6	1	1	1					10
	小計	1	1	7	5	3	1	0	2	0	0	20
その他	G 原因不明なもの	2	2	5	8	4	3	2	4		2	32
	H 調査中のもの				1	2						3
	小計	2	2	5	9	6	3	2	4	0	2	35
合計		3	3	12	14	9	4	2	7	0	2	56

(2) 関東甲信越地方において発生した事故の事例

① 可燃物が石油ストーブに接触したことによる事故

・ 2017年11月、埼玉県、死亡

(事故内容)

石油ストーブを使用中、建物1棟を全焼、建物4棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、2名が軽傷を負った。

(事故原因)

石油ストーブのガード及び天板の裏面に繊維状の付着物が認められたことから、付近にあった可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。

なお、本体及び取扱説明書には、「衣類等の乾燥には使用しない。」、取扱説明書には、「衣類等の燃えやすいもののそばでは使用しない。」旨、記載されている。

② 石油ストーブの灯油が漏れて引火した事故

・ 2018年1月、栃木県、死亡

(事故内容)

石油ストーブ付近から出火し、住宅を全焼、隣接する建物1棟を類焼して、家人1人が死亡した。

(事故原因)

使用者がカートリッジタンクの給油口口金を確実に締めていなかったため、給油時に給油口口金が外れ、灯油が漏れ、漏れた灯油が高温状態の燃焼部にかかり、火災に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書には、「給油時は必ず消火する。給油後に給油口口金を確実に締め、油漏れがないことを確認する。給油口口金を斜めにならないようにしっかり締める。」旨、記載されている。

③ 石油ストーブにガソリンを誤給油したことによる事故

・ 2019年12月、埼玉県、軽傷

(事故内容)

使用中の石油ストーブ付近から出火し、住宅2棟を全焼、隣接する建物1棟を類焼し、1人が軽傷を負った。

(事故原因)

石油ストーブからガソリンが検出されたことから使用者がガソリンを誤給油したため、異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。

なお、取扱説明書及びカートリッジタンクには、「ガソリンの使用は禁止する。」旨、記載されている。

(本件に関する問い合わせ先)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 事故調査課

担当者：矢代，佐藤，中野

電話：03-3481-1820